

神戸港

台風の被災対象

施設利用者に減免

【関西】神戸市は9日、台風20号と同21号で被害を受けた公共埠頭用地や公共上屋などの港湾施設と臨港地区内の同市賃貸地を対象に、港湾施設利用者向けの使用料や賃貸料の減免を行うと発表した。

施設利用料の減免は、台風20号と同21号の被害により公共港湾施設を使用できない利用者からの申請により、使用できない期間の使用料の全額または50%を減免するとし

ている。

また、臨港地区内で被災した同市みなと総局の賃貸地にかかる賃貸料の減免も実施。先の台風で賃借地内で自らの資産に被害を受けた賃借人に対し、被災の程度に応じて最大4カ月分の賃料を減額する。

実施時期は11月中旬から、利用者に案内文を送り受け付けを開始する。申請・問い合わせ窓口は次の通り。

〈港湾施設使用料の減

免〉六甲アイランド、東部工区における使用許可施設Ⅱ神戸港管理事務所管理第1係(電話)078・304・2501▽ポートアイランド、新港東地区、摩耶地区における使用許可施設Ⅱ同第2

係(電話)078・304・2502▽新港西地区、メリケンパーク、中突堤、兵庫以西の使用許可施設Ⅱ同3係(電話)078・304・2503

〈臨港地区内で被災したみなと総局の賃貸地に係る賃貸料の減免〉臨港地区内で被災したみなと総局の賃貸地Ⅱみなと振興部経営課経営第2係(電話)078・322・5660